

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 役員規程

平成22年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款に定めるもののほか、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の役員の職務その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事形態)

第2条 理事長及び副理事長は常勤とする。

- 2 理事のうち4人以内を常勤とし、2人を非常勤とする。
- 3 監事は非常勤とする。

(兼務)

第3条 院長その他の法人の職員（地方独立行政法人岐阜県総合医療センター就業規則（平成22年規程第16号。以下「就業規則」という。）第2条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、役員（監事を除く。）を兼ねることができる。

- 2 前項の規定により法人の職員を兼ねる役員のうち、常時勤務に服することを要する職員である者は常勤の役員とし、常時勤務に服することを要しない職員である者は非常勤の役員とする。
- 3 第1項の規定により法人の職員を兼ねる役員には、就業規則その他の法人の職員に関する規程等（地方独立行政法人岐阜県総合医療センター規程等の制定等に関する規程（平成22年規程第10号）第1条に規定する規程等をいう。）を適用する。

(責務)

第4条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を認識し、法人の発展のために職務に精励しなければならない。

- 2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務等)

第5条 理事長は、法人の業務を総理するに当たり、副理事長及び理事並びに院長その他の法人の職員（以下「役職員」という。）に業務上必要な指示を行うものとする。

- 2 副理事長は、理事長の命を受けて、業務に関して理事間の調整を行い、又は役職員に業務上必要な指示を行うものとする。
- 3 副理事長及び理事の職務分担は、理事長が別に定める。
- 4 理事長及び副理事長に事故があるときにその職務を代理し、又は理事長及び副理事長が欠員のときにその職務を行う理事の順序は、理事長が別に定める。
- 5 監事の職務その他監事が行う監査に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療セン

ター監事監査規程（平成22年規程第6号）の定めるところによる。

（服務）

第6条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、法人の名称を用いて政治活動を行ってはならない。

3 常勤の役員は、在任中、その任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（倫理）

第7条 役員の職務に係る倫理については、職員の例により取り扱うものとする。

（報酬等）

第8条 役員に対する報酬及び役員が業務のため旅行した場合の費用の弁償については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター役員報酬規程（平成22年規程第2号）の定めるところによる。

2 役員に対する退職手当については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター役員退職手当規程（平成22年規程第3号）の定めるところによる。

（災害補償）

第9条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない役員の業務上の災害又は通勤による災害については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤役員災害補償規程（平成22年規程第4号）の定めるところにより、補償を行う。

（副理事長又は理事の解任）

第10条 理事長は、法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与するとともに、理事会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。